

予算決算常任委員会委員長報告

去る6月8日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案1件です。議案につきましては、各分科会におきまして慎重な審査を行い、各分科会長から報告を受けた後、報告に対する質疑、討論、採決を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

1 審査年月日 令和4年6月22日(水)

2 場 所 議 場

3 出席委員 今関公美、湯沢美恵、桜井 卓、村田裕子、
金森すみ子、岡村有正、松島修一、日高英城、
高橋伸治、中村洋子、保角美代、渡邊良太、
滝瀬光一、諏訪善一良、大嶋達巳、島野和夫、
岸 昭二、加藤勝明、黒澤健一

4 審査結果

「議案第30号」令和4年度北本市一般会計補正予算（第2号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第30号」について

初めに、総務文教分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) シティプロモーション業務経費を増額して実施する予定の屋外マーケット文化醸成事業の内容についての質疑に対し、「シンポジウム及びマーケットの開催101万3,000円は、講演や事例報告を通じて市の取組やマーケットそのものについて広く周知するとともに、実際にマーケットの雰囲気を経験していただくものである。冊子の作成261万4,000円は、全国広報コンクールにおける内閣総理大臣賞の受賞を契機に、本市が推進するマーケット事業の普及啓発の基礎となる資料として、事業の経過や参加者の声などをまとめ、1万部を作成す

るものである」とのことでした。

(2) 子どもの権利に関する相談員の任用条件、勤務体制及び相談窓口の設置場所についての質疑に対し、「相談員は、ソーシャルワーカーや社会福祉士などの資格を持ち、相談経験のある者を任用条件に3人を公募し、3人を任用する。勤務時間は、週3日、交代で勤務することとし、10時10分から18時10分まで、昼休みは1時間と考えている。相談窓口については、人権推進課と同じフロア内での配置を現在調整中である」とのことでした。

(3) 体育センターの柔剣道場の利用状況と、今回、エアコンの設置が必要と考えた理由及び財源についての質疑に対し、「稼働率は剣道場が6割から7割程度、柔道場が2割から3割程度となっている。いずれも空調が設置されていないため、新型コロナウイルス対策で換気をしながらの利用となることを考慮し、今回設置するものである。財源は一般財源を計上しているが、庁内で事業の調整を行い、可能であれば交付金を充当する予定である」とのことでした。

次に、健康福祉分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) 繰越明許費補正に関し、新中央保育所整備事業の遅延の要因及び開所への影響についての質疑に対し、「入札の方式を一般競争入札の総合評価落札方式とするための準備に時間を要したことが要因である。令和5年6月中の完成を想定しており、令和5年夏頃の開所の予定に変更はない」とのことでした。

(2) 令和4年度と令和5年度に行う、子どもの権利に関する行動計画策定業務の内容についての質疑に対し、「令和4年度は、主に調査を行う予定であり、市民に対するアンケート調査を3,000人程度、大人1,500人、子ども1,500人を対象とする。また、学校・学童・幼稚園・保育園等の子ども関係施設や団体を対象にヒアリング調査を行う予定である。令和5年度は、調査結果を踏まえ、行動計画をとりまとめる予定である」とのことでした。

(3) 保育所運営経費のおむつダストボックスの運用についての質疑に対し、「使用済みおむつを保育所で一時保管し、処理するため、ゴミ袋と屋内用の容

器を各施設3個ずつ、屋外用のボックスなどを各施設1個ずつ購入する予定である。実施する保育所は、栄保育所、深井保育所、東保育所の3か所で、屋内用の容器に一時保管した後、屋外のボックスに移して保管し、事業系一般廃棄物として処理するものである」とのことでした。

次に、建設経済分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) クーポン型決済ではなく、キャッシュレス型決済にした理由及びポイント付与の仕組みについての質疑に対し、「以前行ったクーポン型決済は、準備期間が長期になること、また、キャッシュレス型決済に比べて印刷製本費等の間接経費が増加すること等が理由である。1万円分の買い物をした場合、30%である3,000ポイントが付与され、ポイント付与上限は1人に対して1キャッシュレス事業者当たり1万ポイントとなる。今回は3者のため、最大で1人当たり3万ポイントが付与される」とのことでした。

(2) 本町7丁目地内の歩道用地購入の遅延についての質疑に対し、「地権者との用地交渉では用地を売却していただけることになっていたが、抵当権者である保証会社と地権者との間で、抵当権を解除する手続きに時間を要したことが主な要因である」とのことでした。

各分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

以上報告いたします。

令和4年6月24日

予算決算常任委員会
委員長 黒澤健一

北本市議会議長 工藤日出夫様